

所沢市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

所沢市議会議員の議員報酬は、所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年条例第13号）第2条の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、同条に規定する議員報酬の月額から100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。